

専門医資格維持施行細則の改定(案)

本細則の改定は、多様な診療体制に合わせるための改定案である。

【現行】	【改定案】
【診療実績】 4. 整形外科的コンサルテーション、リハビリテーション、生活指導、在宅ケア(研修カリキュラム目標2(4)「リウマチ性疾患の治療」参照)を要した症例1例を含む。 なお、他の申請者との症例の重複は認められない。また、患者個人情報に十分に留意する。	【診療実績】 4. 整形外科的コンサルテーション、リハビリテーション、生活指導、<u>周産期、移行期医療、在宅ケア(研修カリキュラム目標2(4)「リウマチ性疾患の治療」参照)</u>を要した症例1例を含む。 なお、<u>他の申請者との症例の重複は認められない。</u>また、患者個人情報に十分に留意する。 <u>附則(2021年4月26日)</u> <u>この細則の改定は、2021年度定時社員総会で承認を受け、同日から施行する。</u>